

参加と協働に関わる板橋区の状況について

1. 自治基本条例の内容

自治基本条例の内容項目は、自治体の考え方や実情によって様々ですので、条例の構成を一様に示すことは難しいため、基本的な類型を下記に示します。

自治基本条例の内容項目で既に板橋区独自の個別の条例等が整備されているものについて、参加と協働に関わる板橋区の状況として整理しています。

主な自治基本条例の内容項目		板橋区の既存の条例等
前 文		
目 的	例：住民主権、人権の尊重、地域特性の尊重	
理 念	例：情報共有、住民参画、協働	
住民について		
議会について		
長（市長等）について		
参加と協働の仕組み		
	住民参加	区民参加推進規程第3条
	パブリックコメント	区民参加推進規程第4・5・6条
	審議会等の公開	区民参加推進規程第7条
	審議会等の委員の公募	区民参加推進規程第8条
	住民投票	
行政運営の基本原則		
	基本構想及び計画行政	基本構想
	情報の公開及び提供	情報公開条例
	説明責任	区民参加推進規程第3条
	個人情報保護	個人情報保護条例
	行政手続	行政手続条例
	行政評価	行政評価規程
	財政・財務	

2. 情報公開制度について（個人情報保護条例・情報公開条例）

(1) 目的

情報公開条例

区民の知る権利を尊重し、区民の公文書の公開を求める権利を保障するとともに、公文書の公開手続等に関し必要な事項を定めることにより、区が区政に関し区民に説明する責務を全うし、区民の区政への参加を促進し、一層公正で開かれた区政の実現を図り、もって区民と区政との信頼関係を深め、地方自治の本旨に即した区政を推進することを目的としています。

個人情報保護条例

個人情報を取り扱う場合の基本原則を明確にして、個人情報を適正に管理するとともに、自己に関する個人情報の開示等の諸権利を保障することにより、区民等の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的としています。

(2) 制度の沿革

昭和 60 年 4 月：公文書公開条例施行

平成 8 年 12 月：情報公開及び個人情報保護審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の 2 つの制度が適正かつ円滑に運営されるよう審議し、区に対して意見を述べる機関であり、区民、区議会議員、学識経験者など 20 人以内で構成されています。

平成 9 年 3 月：情報公開及び個人情報保護審査会

公文書が公開されなかったり、自己情報が開示されなかったりしたことなどに対する不服申立てについて、公平かつ客観的な立場で審査する第三者的機関であり、委員は、学識経験者 5 人以内で構成されています。

平成 9 年 4 月：個人情報保護条例施行

平成 12 年 4 月：情報公開条例施行（公文書公開条例全部改正）

平成 20 年 7 月：個人情報保護に関する外部評価委員会

個人情報保護のさらなる徹底を図るため区が保有する個人情報の管理利用体制について第三者の視点から評価を行なう機関であり、委員は学識経験者 3 人で構成されています。

(3) 公文書公開請求の処理状況

平成20年度

単位：件

区分	請求		決定状況						公開方法			不服申立て	
	件数	人数	公開	部分公開	非公開	不存在	不適用	取下げ	閲覧	写しの交付	閲覧・写しの交付		写しの交付枚数
公開請求	402	315	177	189	1	8	1	26	11	318	21	5,263	0

※ 公開（部分公開を含む）決定後、実際に閲覧などされなかったものが16件あった。

【参考】他区の請求件数

足立区：215件（人口：640,448人） ※人口は平成21年8月1日現在

新宿区：145件（人口：313,615人）

文京区：195件（人口：188,933人）

豊島区：146件（人口：262,958人）

板橋区の請求件数の推移

平成19年度 341件 平成18年度 323件

(4) 情報公開制度の現状

情報公開については、情報公開条例が制定されており、情報公開及び個人情報保護審査会・審議会並びに外部評価委員会も設置されているため、制度として成熟しています。

また、区政情報の公表及び提供に関する運用基準（平成15年3月）を定め、区が保有する情報は区民からの公開請求を待つことなく、区民に対し積極的に区政に関する情報を公表及び提供しています。

【情報公開の種類】

①情報公開 開示請求に基づく公開

②情報公表 法令、条例、規則、要綱等に基づき、義務的に情報を公開すること

【例】 区政全般に係る基本計画及び実施計画、板橋区基本計画、板橋区実施計画、いたばし2005計画、板橋区中期総合計画ほか 報告書等

③情報提供 区民からの公開請求を待つことなく、区が自主的に情報を公開すること

【例】 年齢別人口表、工場ビル施設空き情報 等

3. 行政評価制度について（行政評価規程）

(1) 目的

行政評価は、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）、計画（PLAN）…と循環する「PDCAサイクル」による経営マネジメントの「評価」の部分に位置づけられます。行政活動の成果に着目し、これを客観的な数値で表して評価を行い、次の行政活動の改善につなげることを目的としています。また、評価結果を公開することによって区民の行政参加を促進し、区政の説明責任と透明性を確保するほか、区職員の経営意識・改革意識を向上させることを目的としています。

(2) 制度の沿革

平成 13 年 10 月：行政評価規程施行

平成 13 年 11 月：行政評価委員会設置

行政評価を客観的かつ区民の視点に立ったものとするため設置した機関であり、学識経験者・公募区民の 6 名で構成されています。

(3) 行政評価の対象

行政評価の対象は、板橋区基本計画の施策体系に基づく施策と、「いたばし No. 1 実現プラン計画編」の計画事業及び計画事業以外の主要事業です。

平成 20 年度の行政評価対象事務事業の選定にあたっては、平成 20 年 1 月に策定した『いたばし No. 1 実現プラン「計画編」』の計画事業及び計画事業以外の主要事業の中から、239 事務事業を選定しました（平成 19 年度の行政評価対象事務事業数は 243 事務事業）。

【参考】全事務事業：約 700

(4) 課題

行政評価規程に基づき、行政評価委員会を設置し、平成 14 年度から毎年行政評価を行っていますが、条例に基づく制度ではないため、議会（区民）の関与なしに区の判断で変更等が可能です。

4. 区民参加推進規程について

(1) 目的

区が実施する行政活動への区民参加に関し、区が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、区民との協働による地域社会の発展に資することを目的としています。

(2) 区の責務

「区民の経験、提案及び意見を区政に反映し、地域の課題を協働して解決していくため、区政に関する情報の公開及び提供に努めるとともに、多様な方法による区民参加の機会の提供に努めなければならない。」と定めています。

(3) 課題

区民参加推進規程は区の内部規程であり、規程自体には議会（区民）の関与がないため、区の判断で変更等が可能です。

(4) 事業・制度（例示）

パブリックコメント制度

(1) 目的

区の基本方針を定める条例の制定・改廃や区の総合的な計画の策定・改定などを行う際に、事前に条例や計画などの案を公表し、期間を定めて区民から意見をいただき、いただいた意見を十分考慮して、最終的な意思決定を行う制度です。また、寄せられた意見と、それに対する区の考え方を公表します。

これにより、区政への区民参加を図り、区民との協働による開かれた区政を推進していきます。

(2) 制度の対象となる計画等

- ① 区の総合的な計画または指針の策定及び重要な改定
- ② 区の行政各分野における施策の基本方針または基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
- ③ 区政経営に係る基本的な方針を定めることを目的とする条例の制定、廃止及び重要な改正の立案

(3) 平成 21 年度実績

案件名	募集した期間	結果公表日	意見提出件数 及び人数
平成 21 年度板橋区食品衛生監視指導計画	平成 21 年 2 月 14 日 ～3 月 2 日	平成 21 年 4 月 11 日	2 件(1 人)
板橋区環境基本計画（第二次）素案	平成 21 年 1 月 10 日 ～1 月 23 日	平成 21 年 3 月 14 日	18 件（8 人）
板橋区地域保健福祉計画第二期実施計画「中間のまとめ」	平成 20 年 11 月 29 日 ～12 月 19 日	平成 21 年 3 月 14 日	81 件（26 人）
いたばし学び支援プラン（板橋区教育振興推進計画）	平成 20 年 12 月 6 日 ～12 月 19 日	平成 21 年 3 月 7 日	63 件(17 人)
「自治力 UP」推進協議会の中間報告	平成 20 年 11 月 29 日 ～12 月 12 日	平成 21 年 2 月 28 日	8 件(4 人)
赤塚地区市街地整備方針（素案）	平成 20 年 10 月 18 日 ～10 月 31 日	平成 21 年 2 月 2 日	8 件(3 人)
人と動物との共生及び動物の愛護と管理に関する条例の制定に向けて	平成 20 年 11 月 22 日 ～12 月 5 日	平成 21 年 1 月 30 日	45 件(45 人)
第 4 期板橋区介護保険事業計画（中間のまとめ）	平成 20 年 10 月 18 日 ～11 月 21 日	平成 21 年 1 月 17 日	20 件(8 人)
（仮称）東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築と管理に関する条例骨子（案）	平成 20 年 10 月 18 日 ～11 月 17 日	平成 21 年 1 月 17 日	92 件(18 人)
区役所本庁舎南館改築基本構想（素案）	平成 20 年 10 月 11 日 ～10 月 31 日	平成 20 年 12 月 20 日	41 件(12 人)
板橋区環境基本計画（第二次）中間のまとめ	平成 20 年 6 月 14 日 ～6 月 27 日	平成 20 年 9 月 13 日	29 件(11 人)
いたばしの教育ビジョン（中間のまとめ）	平成 20 年 5 月 10 日 ～5 月 23 日	平成 20 年 7 月 12 日	35 件 (4 人・2 団体)

公募委員の選任状況

- (1) 公募委員が委員となっている審議会等の数：27（全審議会等の数：74）
- (2) 構成員：482 名
- (3) 公募委員：120 名（24.9%）

※ 出典：平成 21 年度「区民の声」

ワークショップ

(1) 基本計画

- 基本構想ワークショップ 12回
- 分野別学習会 5回

延べ参加人数 981名 (平均: 57.7人)

参考: ワークショップメンバー年齢構成

年代	男	女	計
10代	1	0	1
20代	5	12	17
30代	7	3	10
40代	9	4	13

年代	男	女	計
50代	10	9	19
60代	13	2	15
70代	9	2	11
不明	2	2	4
合計	56	34	90

(2) 公園 (計画・地域がつくる公園制度)

- ワークショップ

①公園数

11公園 (平成10年度から平成21年度)

※ 平成21年度は西台公園で実施中

②ワークショップ回数

延べ60回 (平均: 5.5回/1公園)

③参加人数

932人 (平均: 17.3人/1回)

※ 西台公園の参加人数は実施中のため、算入していません。

- 地域がつくる公園制度 (旧里親制度)

【概要】

「グループけやき」は、前野町一丁目の公園新設にあたってワークショップを行っていたメンバーを中心に、新設された「けやきの公園」を地域の方々に維持・管理するために結成されたボランティア団体です。公園の里親制度第1号の団体として区と協定を結び、協働で公園の維持・管理や地域との交流イベントなどの活動を行っています。

また、花づくりグループ「さくらの会」を結成し、「けやきの公園」にある花壇の維持・管理や寄せ植え講習会、ハーブティの集いなどの行事を実施しています。

【目的】

①住民との交流の拠点 ②自然との共生 ③防災の拠点、を大きな柱として、区土木部とのパートナーシップと信義の精神に基づき、公園の美化と郷土愛の醸成に寄与することを目的としています。

(3)環境基本計画（第二次）

一般公募区民など 30 名程度による環境ワークショップを、平成 19 年 12 月から平成 20 年 9 月にかけて、合計 10 回開催しました。

参加人数：延べ 173 名

5. 「区民の声」の状況について

(1) 「区長への手紙」等の処理状況 ※（ ）は「区長への手紙」

年 度	合 計	要 望	意 見	相 談	苦 情	問 合 せ	そ の 他 (礼状含)
18年度	1,431 (1,103)	392 (308)	573 (530)	15 (7)	192 (35)	214 (178)	45 (45)
19年度	1,528 (1,137)	520 (434)	451 (410)	13 (9)	285 (67)	195 (169)	64 (48)
20年度	1,544 (1,197)	629 (553)	369 (315)	8 (3)	351 (161)	106 (96)	81 (69)

(2) 区民と区長との懇談会（要綱に基づき実施）

開催回数：6回（平成20年度から） ※以前は4回

第1回 板橋地区 平成20年5月13日（火）

会 場 板橋地域センター

出席者 区民45人 区職員18人

発言21件（内公募3件）

第2回 志村坂上地区 平成20年7月3日（木）

会 場 志村コミュニティーホール

出席者 区民45人 区職員18人

発言25件（内公募0件）

第3回 蓮根地区 平成20年7月10日（木）

会 場 蓮根地域センター

出席者 区民56人 区職員18人

発言36件（内公募15件）

第4回 常盤台地区 平成20年9月3日（水）

会 場 常盤台地域センター

出席者 区民58人 区職員18人

発言30件（内公募2件）

第5回 下赤塚地区 平成20年9月19日（金）

会 場 赤塚公会堂

出席者 区民51人 区職員18人

発言22件（内公募0件）

第6回 徳丸地区 平成20年11月18日(火)

会場 徳丸地域センター

出席者 区民52人 区職員18人

発言38件(内公募5件)

区民出席者計307名(内公募25件) 発言計172件

(3) モニター制度(要綱に基づき実施)

区政に関して区民の意向を継続的に吸収し、行政の円滑な運営に資するとともに、区政への住民参加を推進するため、昭和60年度から「いたばし・タウンモニター」を設置しています。モニターには、懇談会への出席、アンケートの回答、その他区政全般についての情報・要望・意見等をお願いしています。

さらに、区政の課題に関して区民のみなさんのご意見・ご要望などを迅速に把握し、効果的に区政に反映させるため、インターネットを利用した「いたばし・eモニター」を平成15年9月から導入しました。

① いたばし・タウンモニターの属性

性別・年代別内訳

	20代	30代	40代	50代	60代	70代~	合計
男	0	0	1	2	10	10	23
女	0	2	4	6	4	3	19
合計	0	2	5	8	14	13	42

職業別内訳

自営業	会社員	主婦	無職	その他
6	2	17	14	3

② いたばし・eモニターの属性

性別・年代別内訳

	20代	30代	40代	50代	60代	70代~	合計
男	1	2	1	5	4	2	15
女	3	2	4	1	2	0	12
合計	4	4	5	6	6	2	27

※参考 ・平成15年度から16年度
いたばし・タウンモニター 54名 いたばし・eモニター 123名
・平成17年度から18年度
いたばし・タウンモニター 49名 いたばし・eモニター 71名
・平成19年度から20年度
いたばし・タウンモニター 42名 いたばし・eモニター 27名

6. 協働事業について

(平成19年度 板橋区と社会貢献活動団体等との協働事業一覧)

(1) 調査結果

協働事業が「174事業」、協働団体が延べ「746団体」、うち、「NPO法人」との協働事業が「46事業」、協働団体が延べ「63団体」となっています。

なお、前年度の調査では、協働事業が「165団体」、協働団体が延べ「722団体」であったため、それぞれ9事業、24団体の増となっております。

(2) 調査対象

① 平成19年度における板橋区との協働事業

② 特定非営利活動促進法（NPO法）に基づくNPO法人及び法人格を取得していない非営利活動を行う任意団体（例 ボランティア団体、ボランティアグループ・サークル、社会貢献活動を行っている各種連盟など）

なお、今回の調査では「国民生活白書（経済企画庁）」での範囲に基づく社会貢献活動団体を対象に調査したため、社会福祉協議会、自治会等の地縁組織（町会・自治会等）、財団法人、学校法人・社会福祉法人・医療法人との協働事業は除きます。

(3) 協働形態区分の概要（カッコ内は前年度の件数）

① 共催 12事業（13事業）

板橋区と団体等が主催者となって、共同で一つの事業を行う。

【例】

「七草がゆの集い」 共催：板橋ふれあい農園会

農業の推進と振興をはかり、区民へ新鮮で安全な野菜を供給し、ふれあいの場を提供している「板橋ふれあい農園会」が、日本の伝統的な行事を知ってもらうために、毎年1月7日に区民を対象に、七草がゆの無料配布を実施している。

② 事業協力 115事業（102事業）

板橋区と団体との間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決め（場合によっては協定書を締結するなど）一定期間、継続的な関係のもとで事業を行う。

【例】

災害時要援護者対応防災訓練

協力：NPO法人ボランティア・市民活動学習推進センターいたばし

要援護当事者からの講話（災害時の対応について）、ガイドヘルプ体験、階段避難器材を使用しての階段避難支援訓練を行い、要援護者に配慮した自主防災力を高める。

③ 委託 32事業 (31事業)

板橋区が団体に対して、協働になじむ業務を委託する。

(団体は、契約書や仕様書等に定められた債務を履行する義務を負う。)

委託契約に対し、入札など契約上の取扱いは、原則として一般企業と同様。

【例】公文書館等施設管理業務委託

公文書館等施設(公文書館・いたばしボローニャ子ども絵本館・いたばし総合ボランティアセンター)の受付等管理業務の一部委託

④ 実行委員・協議会 3事業 (3事業)

板橋区と団体等で構成された「実行委員会」・「協議会」が主催者となって事業を行う。

【例】板橋区消費生活展事業

区内の消費者団体及び一般消費者が日頃の活動や研究の発表を行い、区民の消費者意識の高揚を図る。

⑤ 情報提供・交換 3事業 (2事業)

板橋区が団体から協働事業の提案を受けたり区民ニーズや協働事業に関する意見を聞いたりする。

【例】ブックスタート

赤ちゃんが早期に本と接する機会を設け、読書教育活動のより一層の進展を図るとともに、絵本を介して赤ちゃんと保護者が触れ合い語り合うゆとりある子育てを支援するため、お勧めの絵本等が入ったブックスタートパックを赤ちゃんのいる家庭に配布する。

⑥ その他 9事業 (14事業)

板橋区の「後援」や「補助金・助成金」など

自治をめぐる諸課題

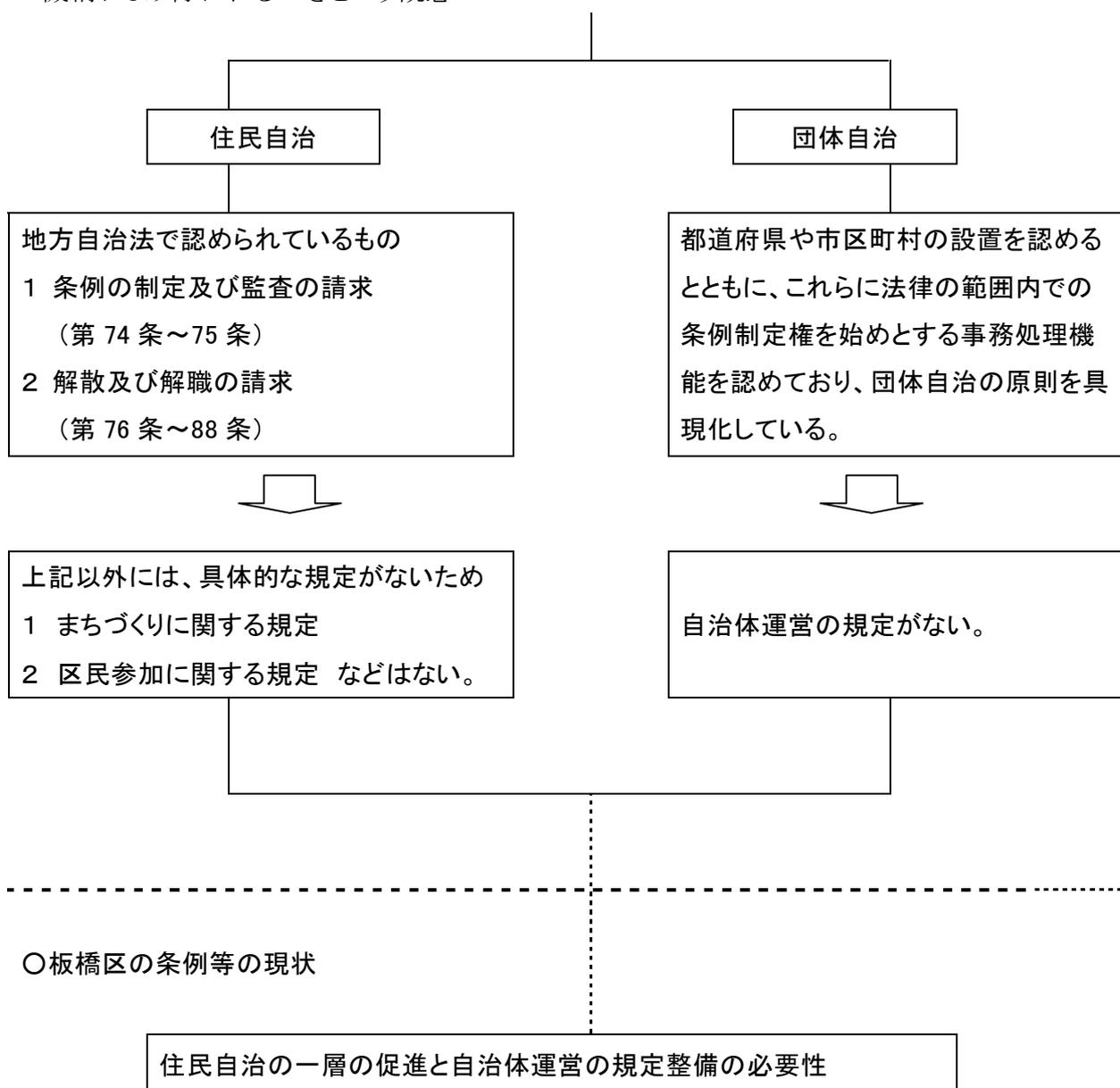
○法律

日本国憲法(第92条)

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて法律でこれを定める。

「地方自治の本旨」とは、(1)住民自治と(2)団体自治を意味すると解釈されている。

- ・住民自治とは、地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという概念
- ・団体自治とは、地方の運営はその地方に国とは別の、独立した、自治権を持つ地方統治機構により行われるべきという概念



・地方分権の進展により、自治体の自己責任に基づく自己決定に委ねられる範囲が拡大しているため、自治体の組織・運営に関わる基本原則や基本方針を明確に定め、あらゆる行政執行に対して統制力を持つ仕組みを持つことが重要になってきている。

・「自治力UP」推進協議会の提言である「地域会議」など、参加と協働を基本とした区民主体のまちづくりを目指している。

(現状)

自治体運営に関する基本的な事項を網羅するとともに、住民の権利と責務、議会と行政の役割・責務を明らかにするような総合条例は制定していない。

※基本計画は政策の大綱を定めており、どのような制度で実行していくかという仕組みの部分までは踏み込んでいない。

参加と協働

板橋区区民参加推進規程

- ①パブリックコメント制度
- ②会議の公開
- ③付属機関等への公募委員の登用

板橋区ボランティア活動推進条例

板橋区情報公開条例

板橋区個人情報保護条例

自治体運営

板橋区基本構想・基本計画

板橋区行政手続条例

付属機関等の設置及び運営に関する要綱

板橋区行政評価規程

基本計画の推進

